

藤沢市公民館条例施行規則の一部改正について  
藤沢市公民館条例施行規則の一部を次のように改正する。

2015年（平成27年）11月18日提出

藤沢市教育委員会

教育長 吉田 早苗

1 改正する規則

別紙のとおり

2 施行期日

2016年（平成28年）2月15日

提案理由

この規則を提出したのは、藤沢市労働会館の建て替えを行っている間、当該労働会館を使用することができない団体が電子情報処理組織を使用して公民館の使用申請をすることができるようにするため、規定の整備をする必要による。

藤沢市公民館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 27 年 月 日

藤沢市教育委員会

委員長 小 竹 伊 津 子

藤沢市教育委員会規則第 号

藤沢市公民館条例施行規則の一部を改正する規則

藤沢市公民館条例施行規則（昭和 34 年藤沢市教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

- 3 平成 28 年 2 月 15 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に限り，藤沢市労働会館条例（昭和 51 年藤沢市条例第 31 号）第 2 条に規定する藤沢市労働会館の建て替えが行われなかったならば当該労働会館を使用しようとする団体として教育委員会が認めたものは，第 8 条第 3 項の規定による登録を受けた団体とみなす。

附 則

この規則は，平成 28 年 2 月 15 日から施行する。

藤沢市公民館条例施行規則(昭和34年教育委員会規則第1号)新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>○藤沢市公民館条例施行規則</p> <p style="text-align: right;">昭和34年4月14日 教委規則第1号</p> <p>第1条～第7条（略）</p> <p>（規則で定める団体）</p> <p>第8条 条例第6条第2項に規定する規則で定める団体は、次の各号のいずれにも該当する団体として公民館に登録されたものとする。</p> <p>(1) 団体が5人以上の者によつて組織されており、かつ、当該団体を組織する者の半数以上の者がこの市の区域内に居住している者であること。</p> <p>(2) 団体の活動の主たる区域がこの市の区域であること。</p> <p>(3) 団体が計画的な活動を継続していること。</p> <p>(4) 団体の運営が当該団体を組織する者によつて自主的に行われていること。</p> <p>2 前項の登録を受けようとするものは、公民館利用団体登録届出書を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>3 教育委員会は、前項の届出書が提出されたときは、当該届出書に記載</p>	<p>○藤沢市公民館条例施行規則</p> <p style="text-align: right;">昭和34年4月14日 教委規則第1号</p> <p>第1条～第7条（略）</p> <p>（規則で定める団体）</p> <p>第8条 条例第6条第2項に規定する規則で定める団体は、次の各号のいずれにも該当する団体として公民館に登録されたものとする。</p> <p>(1) 団体が5人以上の者によつて組織されており、かつ、当該団体を組織する者の半数以上の者がこの市の区域内に居住している者であること。</p> <p>(2) 団体の活動の主たる区域がこの市の区域であること。</p> <p>(3) 団体が計画的な活動を継続していること。</p> <p>(4) 団体の運営が当該団体を組織する者によつて自主的に行われていること。</p> <p>2 前項の登録を受けようとするものは、公民館利用団体登録届出書を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>3 教育委員会は、前項の届出書が提出されたときは、当該届出書に記載</p>

された団体が第1項の要件を備えていることを確認し、要件を備えている団体を公民館利用団体(条例第6条第2項の申請をすることができる団体をいう。以下同じ。)として登録するものとする。

以下 (略)

第9条～第12条 (略)

付 則

- 1 この規則は公布の日から施行し、昭和34年4月1日から適用する。
- 2 藤沢市公民館使用条例施行規則(昭和27年1月藤沢市規則第2号)は廃止する。
- 3 平成28年2月15日から平成31年3月31日までの間に限り、藤沢市労働会館条例(昭和51年藤沢市条例第31号)第2条に規定する藤沢市労働会館の建て替えが行われなかったならば当該労働会館を使用しようとする団体として教育委員会が認めたものは、第8条第3項の規定による登録を受けた団体とみなす。

以下 (略)

された団体が第1項の要件を備えていることを確認し、要件を備えている団体を公民館利用団体(条例第6条第2項の申請をすることができる団体をいう。以下同じ。)として登録するものとする。

以下 (略)

第9条～第12条 (略)

付 則

- 1 この規則は公布の日から施行し、昭和34年4月1日から適用する。
- 2 藤沢市公民館使用条例施行規則(昭和27年1月藤沢市規則第2号)は廃止する。

以下 (略)